

「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の一部改正について

〔平成19年6月22日
閣議決定〕

「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）について、この度、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において、必要な措置を講ずることとしたことを踏まえ、次のように改正し、各府省はこれに伴う措置について、平成19年度中の可能な限り早期に実施するものとする。

1（2）に次のように加える。

- ③ 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合

2③中「照会者名並びに照会及び回答内容」を「照会及び回答内容」に改め、同項中「なお、各府省は、上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠を明示すること」の次に「や、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合に照会者名の公表の同意があること」を加える。

4の表題及び本文中「照会者名並びに照会及び回答内容」を「照会及び回答内容」に改め、同項（1）中「これをそのまま公表するものとする。」の次に「また、照会者の同意がある場合は照会者名を公表することができる。」を加え、同項（2）中「30日以内に公表するものとする。」の次に「ただし、照会者が公表の延期を希望した場合は、30日を超えてから公表することができる（具体的な延期期間は照会者の求めを踏まえて各府省が定める。）。」を加える。